

集団住宅等の各戸検針及び各戸収納に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、泉大津市給水条例規則（昭和34年泉大津市規則第6号。以下「規則」という。）第20条第2号の規定に基づき、市長が集団住宅等の各戸検針及び各戸収納を行い、市民サービスの向上を図るために、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 集団住宅等とは、貯水槽水道及び直結増圧式給水装置（以下、増圧装置という。）のある住宅専用建物又は住宅と店舗・事務所等が併設されている建物をいう。
- (2) 遠隔指示装置とは、メーター指針を当該メーター設置場所から離れた場所で読み取るための設備で、通信機能がついたメーター、伝送線、集中検針盤及びこれらに付属する機器等により構成されるすべてのものをいう。
- (3) 親メーターとは、集団住宅等において貯水槽水道及び増圧装置ごとに市長が設置したメーターをいう。
- (4) 子メーターとは、集団住宅等の各戸に設置したメーターをいう。
- (5) 所有者等とは、集団住宅等の所有者及び代理人又は総代人（泉大津市水道事業給水条例（昭和33年泉大津市条例第12号。以下「条例」という。）に規定する管理人（以下「管理人」という。）を含む。）をいう。
- (6) 給水配管設備とは、受水槽及び増圧装置から下流側へ給水するための設備をいう。
- (7) 給水装置とは、貯水槽水道においては、市配水管の分岐から受水槽注入口の給水用具（ボールタップ等）までをいう。また、増圧装置で給水を行う場合は、市配水管の分岐から宅内各水栓までをいう。

(適用の要件)

第3条 各戸検針及び各戸収納を受けることのできる集団住宅等の要件は、貯水槽水道及び増圧装置で給水を行う3階以上の集団住宅等を対象とし、次の各号に定める要件に適合したものでなければならない。

- (1) 別に定める「集団住宅等の各戸検針及び各戸収納におけるメーター設置基準」に適合していること。
- (2) 集団住宅等の各戸の給水配管設備は、継続的な生活を営むためそれぞれ独立したものであること。
- (3) 給水装置は、市長の定める設備基準に適合していること。
- (4) 給水配管設備は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5に適合していること。
- (5) 散水等共同で使用する水栓を設けている場合は、そのための共用のメーターを設置していること。
- (6) 管理人室及び集会所等独立した施設に給水設備を設けている場合は、それぞれにメーターを設置していること。
- (7) 増圧装置で給水を行う場合は、別に定める「直結増圧式給水装置施工基準」に適合していること。

2 前項の規定にかかわらず、給水の方式が貯水槽式である集団住宅等で、遠隔指示装置による検針により、各戸検針及び各戸収納の適用を受けるときは、次の各号に定める要件を満たす必要がある。

- (1) 遠隔指示装置を設置していること。ただし、集団住宅等の入口がオートロック式となっており、立ち入りが不可能で検針も不可能な場合は、検針が可能な場所に集中検針盤を設置すること。
- (2) 第1条第4号及び第2条第5号並びに同条第6号に規定するメーター(以下「子メーター等」という。)は、計量法(昭和26年法律第207号)で定める形式承認を得たもので有効期限(検定満期到来までの期間を指す。以下、「適法有効期限」という。)内の電子式メーターであること。
- (3) 給水装置は、市長の定める設備基準に適合していること。
- (4) 給水配管設備は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の5に適合していること。
- (5) 管理人室及び集会所等独立した施設に給水設備を設けている場合は、それぞれに子メーターを設置していること。
- (6) 散水等共同で使用する水栓を設けている場合は、そのための共用のメーターを設置していること。

3 前2項の規定にかかわらず、給水の方式が貯水槽式及び直結給水である集団住宅等で親メーターによる検針及び収納を行っている場合で市の平型メーター(子メーター等に代えて市長が設置するアナログメーターを指す。以下の条文において同じ。)に変更するとき、又は遠隔指示装置による検針から市の平型メーターによる検針に変更するとき、次の各号に定める要件を満たすことにより、各戸検針及び各戸収納の適用を受けることができる。

- (1) 別に定める「集団住宅等の各戸検針及び各戸収納におけるメーター設置基準」に適合していること。
- (2) 親メーターによる検針及び収納を行っている場合で、所有者等が子メーター等を設置しその子メーター等の適法有効期限が1年以上ある場合は、所有者等は協定締結時において、子メーター等を市長に無償で譲渡すること。ただし、適法有効期限が1年に満たない場合は市の平型メーターを設置すること。
- (3) 遠隔指示装置による検針を市が行っており、その設置している子メーター等の適法有効期限が1年未満の場合に、市は所有者等と新たな協定を締結し、市の平型メーターを設置すること。
- (4) 各子メーター等は、適法有効期限内のものであること。
- (5) 所有者等は、子メーター使用者にメーター使用料について周知し、すべての子メーター使用者にメーター使用料の徴収を承諾させること。
- (6) 給水装置は、市長の定める設備に適合していること。
- (7) 給水配管設備は、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第129条の2の5に適合していること。
- (8) 管理人室及び集会所等独立した施設に給水設備を設けている場合は、それぞれに子メーターを設置していること。

(9) 散水等共同で使用する水栓を設けている場合は、そのための共用のメーターを設置していること。

4 親メーター検針及び収納を行っている場合で、子メーター等を設けていない場合にあっては、前項の2号から4号の要件を除いて各戸検針及び各戸収納の適用を受けることができる。

(一括適用の原則)

第4条 この要綱に定める集団住宅等の各戸検針及び各戸収納は、当該住宅等に一括して適用するものとし、部分的な適用は認めない。

(総代理人の選定)

第5条 この要綱の適用を受けようとする集団住宅等の所有者及び代理人又は管理人は、総代理人を選定し、市長に届け出なければならない。また、総代理人に変更があったときも同様とする。

(申込み手続)

第6条 この要綱の適用を受けようとする集団住宅等の所有者等は、必要に応じて次の各号に掲げる書類を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 集団共同住宅等の各戸検針及び各戸収納事前協議申込書 様式第1号

(2) 集団住宅等の各戸検針及び各戸収納申込書 様式第2号

(3) 集団住宅等の所有者等(選定・変更)届 様式第3号

(4) 集団住宅等における私設メーターの無償譲渡届 様式第4号

(5) 給水装置所有権異動届 様式第5号

(6) メーター明細書(出庫・譲渡) 様式第6号

(7) オートロック解錠方法(設定・変更)届 様式第7号

(8) 遠隔集中メーター設置届 様式第8号

(9) メーター出庫依頼申込書 様式第9号

(10) メーター付近の配管図面等関係図書

2 増圧装置による給水を行う場合は別途定める。

(調査及び承認)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは必要な事項の調査を行い、第3条各項の要件に適合すると認めるときは、当該申込みを承認し、所有者等に通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 第3条第3項の規定により、遠隔指示装置による検針から市の平型メーターによる検針に変更する際に、市が定めた設置基準に適合させるために所有者等が工事を行うときは、工事費の2分の1で最高1戸当たり10,000円の助成を行うものとする。ただし、第3条第3項第8号及び第9号に設置するメーターの設置費用は除くものとする。

2 国及び地方公共団体の官舎、公営住宅、独立行政法人都市再生機構及び大阪府住宅供給公社の賃貸住宅に係るメーターの設置費用は、助成対象からは除くものとする。

3 前項の助成金の交付を受けようとするものは、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 平型メーター設置費用助成金交付申請書 様式第10号

(2) 平型メーター設置事業完了報告書 様式第11号

(3) 平型メーター設置費用助成金交付請求書 様式第12号

(協定及び承認)

第9条 市長は、前条の承認をしたときには、別に定める協定書により所有者等と第3条各項の状況に対応してそれぞれ協定を締結するものとする。また、増圧装置により給水を行う場合は、直結増圧式給水に関する誓約書の提出により協定書に替えるものとする。

2 前項の協定を締結するまでは、各戸検針及び各戸収納を行わない。

3 所有者等は、各戸検針及び各戸収納の取扱開始やそれに伴うメーター使用料の徴収及びその他給水条件を明示し、入居者に承諾させなければならない。

(子メーター等の検定満期取替等)

第10条 第3条第3項第2号で譲渡を受けたメーター並びに新設の場合で市長が設置したメーターについては市長が検定満期取替及び修繕を行うものとする。

2 市長が子メーター等の検定満期取替及び修繕を行う場合において、当該集団住宅等の給水配管設備が脆弱である等の理由で当該取替及び修繕が不可能と市長が判断した場合は、所有者等が給水配管設備を修繕することによって当該取替及び修繕が可能な状態にするものとする。

3 市長が子メーター等の取替及び修繕を行った際、給水配管設備等を誤って破損し漏水等が生じたときは、当該取替及び修繕に起因したものの以外の費用負担については一切負わないものとする。

(差水量)

第11条 市長は、親メーターの使用水量の10%を減じたものが子メーター等の合計使用水量を超過した場合は、市長は、その超えた水量に、家事用料金第3段階の超過料金1立方メートル当りの単価を乗じて得た額を、所有者等から徴収する。

2 親メーターのメーター使用料は、所有者等から徴収する。

(立入りの協力義務)

第12条 市長が子メーター等の検針又は料金の精算を行うため、集団住宅等への立入りを必要とするときは、所有者等はこれに応じなければならない。なお、当該集団住宅等の入口がオートロック式となっている場合は、検針及び収納が円滑に行えるように、所有者等はオートロック解錠方法を様式第7号により提出しなければならない。

2 前項の場合において所有者等は、各入居者がこれに協力するよう適切な措置を講じなければならない。

(給水設備等の維持管理義務)

第13条 受水槽及び増圧装置の親メーター以降の給水配管設備の維持管理、水質保全、適正水圧の確保、貯水槽の清掃及びブースター点検については、関係法令に基づき、すべて所有者等の責任において行い、その費用は所有者等の負担とする。

(届出の義務)

第14条 所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める書類を市長に届け出なければならない。

(1) 集団住宅等の所有者等に変更があるとき 集団住宅等の所有者等(選定・変更)届 様式第3号

(2) 集団住宅等の給水装置所有権に変更があるとき 給水装置所有権異動届 様式第5

号

(3) オートロック解錠方法に変更があるとき オートロック解錠方法（設定・変更）届
様式第7号

(4) 所有者等の都合により、各戸検針及び各戸収納の取扱いをやめるとき 集団住宅等
の各戸検針及び各戸収納解除届 様式第13号

(5) 建物の増改築に伴う給水装置の増設及び撤去工事を行うとき メーター付近の配管
図面等関係図書

(協定の解除)

第15条 市長は、所有者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、協定の解除を
することができる。

(1) 条例又はこの要綱に違反したとき

(2) 所有者等から様式第13号による集団住宅等の各戸検針及び各戸収納解除届の提
出があったとき

(3) 前2号のほか、市長が各戸検針及び各戸収納の適用ができないと認めたとき

2 前項の規定により協定を解除した場合において、所有者等及び各戸の入居人に損害が生
じることがあっても市長はその責を負わない。

3 協定を解除した場合は、集団住宅等を一括検針しその料金を所有者等から一括収納する。
この場合において、第3条第3項第2号及び第3号の適用要件により設置した集団住宅等
の平型メーターは所有者等の費用負担により市長に返却するものとする。

(料金未納の場合の措置)

第16条 料金が未納となった場合は、条例第34条の規定により給水停止を行うものとし
る。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 この要綱施行前の泉大津市上下水道局遠隔指示メーター設置基準（平成8年2月29
日、以下「前基準」という。）は廃止する。ただし、前基準に基づいて所有者等と締結し
た覚書については、この要綱に基づいて締結した協定が発効するまでは、有効であるもの
とする。

3 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。